平成２２年（フ）第５４３号
沖縄県浦添市西原５丁目15番10―101号パークハウス蔵
債務者　翁長　まき（旧姓島尻）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２８９号
宮城県加美郡加美町字一本杉47番地１
債務者　福島津惠子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１４５３号
千葉県船橋市藤原３丁目28番33―303号
債務者　大村　　舞
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５０６号
千葉県浦安市明海４丁目２番14―502号　望海の街
債務者　宮下　弘美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５１８号
千葉県市川市平田１丁目10番７―101号ラ・ヴィ市川
債務者　山本　貴士
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５５５号
千葉県船橋市習志野台６丁目14番１―110号
債務者　須合　真弓
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５９１号
千葉市花見川区幕張本郷２丁目28番８号　第３メゾン相葉コーポ204号
債務者　種市　　充
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８１６号
兵庫県加古郡播磨町古宮593番地の３
債務者　早瀬　克己
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９４２号
兵庫県姫路市広畑区長町１丁目80番地３　武本ビル301号
債務者　松原永佑こと　**具**　　永佑
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２３８号
北海道小樽市桜２丁目36番22号吉野方、前住所北海道小樽市天神１丁目14番30号
債務者　谷野千惠子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第５５１号
函館市上湯川町６番23―401号
債務者　漆崎　通子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５７４号
北海道亀田郡七飯町大川３丁目12番56号　梅谷マンション201
債務者　笹浪　洋輔
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５９１号
函館市富岡町３丁目16番19号
債務者　脇本亜由美（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１８０５号
仙台市泉区松陵３丁目58番地の10
債務者　齋藤　勇馬
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
秋田県大館市白沢字白沢925番地５
債務者　橋本久美子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３４５号
福島市在庭坂字稲葉26番地の４
債務者　佐藤由貴子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３６０号
福島市岡部字大旦180番地の１　大旦ハイツ203号
債務者　森元希枝子（旧姓橘内）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
福島地方裁判所